

法律診断



牟田美智代事務所

社会保険労務士・特定行政書士

厚生労働大臣認可・労働保険事務組合 どりかむ21 運営

TEL 052-681-6006

～新型コロナウイルス、負けるもんか!!～

コロナで休業。コチョウキン（雇用調整助成金）だけでなく、人に関する助成制度がたくさんあります。この機会に、環境整備しちゃいましょう。お近くの社労士にお尋ねください。禍（わざわい）を転じて福と為す（なす）。福と為しましょう。

雇用調整助成金（コチョウキン） 福と為す

新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高等が前年同月比5%以上減少している（※特例あり）事業主が休業などを実施し、休業手当を支払っている場合。皆さんご存じの「アレ」です。利用されるにあたり、給与計算の誤りを見つけ、就業規則や給与規程を制定されました。「仕事が暇だから丁度いいよ。」と、6月から実施のパワハラについての研修や、健康診断制度導入、労働時間管理ソフトを導入され「勤務間インターバル制度」を制定、人材確保等支援助成金（働き方改革支援コース）を利用され、新規雇い入れ1人当たり60万円を確保し、6%の生産性向上と離職率の目標も設定されました。達成できれば助成額も上乘せです。時間を活用して、従業員一丸となって進む。ここまでいくと、表彰もの、素晴らしい！

禍を福と為すかどうか、考え方次第ですね。

母性健康管理措置による休暇取得支援助成金

妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度（年次有給休暇を除き、年次有給休暇の賃金相当額の6割以上が支払われるものに限る。）を整備し、その制度の内容を労働者に周知した場合。令和2年5月7日から令和3年1月31日までの間に、その休暇を合計して5日以上取得させた事業主に対し ※対象労働者1人当たり有給休暇計5日以上20日未満：25万円（1事業所20人まで）以降20日ごとに15万円加算（上限100万円）

両立支援等助成金 介護離職防止支援コース

「新型コロナウイルス感染症対応特例」

新型コロナウイルス感染症への対応として、介護のための有休の休暇制度を設け、ご家族の介護を行う労働者が休みやすい環境を整備した中小企業事業主へ
※合計5日以上10日未満：20万円、10日以上：35万円（1中小事業主あたり5人まで）

ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金（生活必需物資販売他多数、一般家庭ごみ収集事業所）

愛知県緊急事態措置で位置づけられた「基本的に休止を要請しない施設」において、新型コロナウイルス感染症の高い感染リスクを負って、個人消費者と対面して商品・サービスを有償で提供する事業を継続している中小企業等に、1事業者あたり10万円（対象事業所・店舗が複数ある場合も1事業者あたり10万円）。デイサービス、歯医者さん、喫茶店等飲食店他多数、私たちに関係するものとしては一般家庭ごみ収集事業所に限ります。

IT導入補助金 2020 特別枠C類型

新型コロナウイルス感染症が事業環境に与えた影響への対策及び同感染症の拡大防止に向け、具体的な対策に取り組まれる事業者。補助率最大3/4（最大450万円補助）、PC/タブレット等のハードウェアに係るレンタル費用も補助対象、公募前に購入したITツール等についても補助の対象（※審査等一定の条件有）